特別職の給与改定等に伴う関係条例の一部改正について

1 改正条例

- (1) 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

2 改正理由

区長、副区長、常勤の監査委員及び教育長の給料月額、期末手当の支給月数、並びに区議 会議員の報酬月額、期末手当の支給月数を改定する必要があるため。

3 改正内容

(1)給料月額及び報酬月額を0.3%相当分引上げる。

	現行月額(円)	改定月額(円)	引上額(円)
区長	1, 050, 100	1, 053, 200	3, 100
副区長	808, 300	810, 700	2, 400
教育長	763, 300	765, 500	2, 200
常勤代表監査委員	660, 200	662, 100	1, 900
常勤監査委員	640, 200	642, 100	1, 900
議長	926, 900	929, 600	2, 700
副議長	784, 800	787, 100	2, 300
委員長	663, 600	665, 500	1, 900
副委員長	631, 700	633, 500	1,800
議員	614, 700	616, 500	1,800

(2) 期末手当の支給月数を0.10月引上げ、年間支給月数3.90月とする。

なお、令和5年度は12月期に0.10月引上げ、令和6年度以降は6月期及び12月期にそれぞれ0.05月引上げる。

(単位:月)

	令和5年度			令和6年度以降	
期末手当	現行月数	改定月数	改定後月数	改定月数	改定後月数
6月期	1. 90		1. 90	+0.05	1. 95
12 月期	1.90	+0.1	2.00	+0.05	1. 95
計	3.80	+0.1	3. 90	_	3.90

4 施行予定日

- (1) 給料月額・報酬月額及び令和5年度の期末手当:公布の日
- (2) 令和6年度以降の期末手当:令和6年4月1日
- 5 世田谷区長に係る特例措置

世田谷区長に係る給料月額及び期末手当については、令和5年度中はその引上げを行わず、従前の額で据え置くこととする。

第1条による改正案(公布の日施行) 旧 第4条 (省略) 第4条 (省略) (省略) (省略) |3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては|3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の190を乗じて得た額とする。 100分の190、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額とす (1) ~ (3) (省略) (1) ~ (3) (省略) 別表第1 (第2条関係) 別表第1 (第2条関係) 職名 給料月額 職名 給料月額 区長 1,053,200円 区長 1,050,100円 副区長 副区長 810,700円 808, 300円 第2条による改正案 第1条による改正後の条例案 第4条 (省略) 第4条 (省略) (省略) (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の195を乗じて得た額とす 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては 100分の190、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額とする。 る。 (1) ~ (3) (省略) (1) ~ (3) (省略) 附 則(令和 年 月 日条例第 号) (施行期日等) 1 この条例中第1条及び次項から第4項までの規定は公布の日から、第2条の 規定は令和6年4月1日から施行する。 2 第1条の規定(別表第1の改正規定に限る。以下この項において同じ。)に よる改正後の世田谷区長等の給料等に関する条例(以下「改正後の条例」とい う。)の規定は、令和5年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。 この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区長等の給料等に関す る条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の 内払とみなす。

(世田谷区長に係る特例措置)

- 3 適用日から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正 後の別表第1区長の項の規定の適用については、同項中「1,053,200 円」とあるのは、「1,050,100円」とする。
- 4 令和5年12月に支給する世田谷区長の期末手当についての第1条の規定による改正後の第4条第3項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」とあるのは、「100分の190」とする。

第1条による改正案(公布の日施行)	旧
第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの(以下「常勤の監査委員」という。)の給料の額は、次のとおりとする。 (1)代表監査委員 月額 <u>662,100円</u> (2)その他の監査委員 月額 <u>642,100円</u>	第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの(以下「常勤の監査委員」という。)の給料の額は、次のとおりとする。 (1)代表監査委員 月額 <u>660,200円</u> (2)その他の監査委員 月額 <u>640,200円</u>
第5条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200</u> を乗じて得た額とする。 (1)~(3)(省略) 4 (省略)	第5条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の190</u> を乗じて得た額とする。 (1)~(3)(省略) 4 (省略)
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
第5条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の195</u> を乗じて得た額とす る。 (1)~(3)(省略) 4 (省略)	第5条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては 100分の190、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額とする。 (1)~(3) (省略) 4 (省略)
附 則(令和 年 月 日条例第 号) 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年 4月1日から施行する。 2 第1条の規定(第2条第1項の改正規定に限る。以下同じ。)による改正後 の世田谷区監査委員の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。) の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定 による改正前の世田谷区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支 給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。	

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案(公布の日施行)	旧
第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>765,500円</u> とする。	第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>763,300円</u> とする。
 第4条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては 100分の190、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額とする。 (1) ~ (3) (省略) 	第4条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、100分の190を乗じて得た額とする。 (1)~(3)(省略)
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
 第4条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の195を乗じて得た額とする。 (1)~(3)(省略) 	第4条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200</u> を乗じて得た額とする。 (1) ~ (3) (省略)
附 則(令和 年 月 日条例第 号) 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6 年4月1日から施行する。 2 第1条の規定(第2条の改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(以下「改 正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。こ の場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育 長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給 与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。	

第1条による改正案(公布の日施行)								
第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。			第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。					
	議長	月額	929,600円	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	議長	月額	926, 900円	
	副議長	月額	787, 100円		副議長	月額	784, 800円	
	委員長	月額	665, 500円		委員長	月額	663, 600円	
	副委員長	月額	633, 500円		副委員長	月額	631, 700円	
	議員	月額	616,500円		議員	月額	614,700円	
第8条	(省略)			笙 Q 冬	(省略)			
		ごれの基準日現在(前項後段に				の基準日現在(前項後	段に規定する者にあっては	
					2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、 任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在)において、同項に規定する者			
者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100 に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に10								
			45を乗じて得た額の合計額に100分の190を乗じて得た額に、基準日以前6月間に					
	190、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額に、基準日以 おけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表							
	前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それ							
		割合を乗じて得た額とする。	,,,,,,,, , <u>—</u> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	MATERIAL OF THE CONTROL OF THE CONTR				
	表(省略)		表(省略)					
			3 (省略)					
第2条による改正案		第1条による改正後の条例案						
第8条	(省略)			第8条	(省略)			
2 期ラ	末手当の額は、それる	ごれの基準日現在(前項後段に	規定する者にあっては、	2 期末	ミ手当の額は、 それぞれ	いる基準日現在(前項後	段に規定する者にあっては、	
任期清	任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在)において、同項に規定する			任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在)において、同項に規定する者				
者にえ	者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100			に支糸	合すべき第2条に定める	議員報酬の月額及びそ	の議員報酬の月額に100分の	
分の4	分の45を乗じて得た額の合計額に100分の195を乗じて得た額に、基準日以前6			45を勇	まじて得た額の合計額に	、6月に支給する場合	においては100分の190、12月	
月間に	月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ			に支約	合する場合においては10	00分の200を乗じて得た	額に、基準日以前6月間にお	
□ ≠ △	の右欄に定める割合	を乗じて得た額とする。		けるそ	この者の次の表の左欄に	- 掲げる在職期間の区分	に応じ、それぞれ同表の右欄	
円衣り				に定め	うる割合を乗じて得た額	頁とする。		
内衣(
	省略)			表(省	育略)			
表(省	省略) 省略)				î略) î略)			
表 (省	省略)	月 日条例第 号)						
表 (省 3 (省 1 こ0	省略) 村 則(令和 年	月 日条例第 号) 次項の規定は公布の日から、第		3 (省				

2 第1条の規定(第2条の改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の世田 谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」 という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第 1条の規定による改正前の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関 する条例の規定に基づいて支給された議員報酬は、改正後の条例の規定による 議員報酬の内払とみなす。